

市の取組として朱書き部分を追加します。(計画本文 p 4 4)

第 5 章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のため、「草津市男女共同参画推進条例」第 23 条に基づき、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な体制を整備し推進いたします。計画の推進にあたっては、男女共同参画推進本部を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

〈庁内推進体制の充実〉

- ・庁内に「草津市男女共同参画推進本部」を設置し、男女共同参画関連施策を総合的に企画調整し推進します。具体的には、毎年、男女共同参画計画の進捗状況を点検、評価し、課題の検討を行うとともに、計画の実施における関係部局間の総合調整を行います。また、全庁的に各施策が男女共同参画の視点に立って行われるよう努めます。

〈草津市男女共同参画審議会の機能充実〉

- ・市長の附属機関として設置する「草津市男女共同参画審議会」に上記の男女共同参画計画の進捗状況を報告し意見を求め、計画の目標の実現に努めます。

〈関連計画との整合〉

- ・草津市における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的に施策を展開します。

〈国・県等関係機関との連携〉

- ・国・県および関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

〈庁内での働き方改革・女性活躍の推進〉

- ・「女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画」に基づき、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進します。
- ・働き方改革ロードマップ「Kusatsu Smart Project」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現（多様な価値観、生き方・ライフスタイルを容認できる環境づくり）に向けた取り組みを進めます。

〈庁内での相談体制・職員研修の充実〉

- ・令和 2 (2020) 年度に改定した「職場におけるハラスメント防止指針」に基づき、ハラスメントに関する相談体制の整備や研修を通じて、誰もが働き続け能力を発揮できる職場づくりに努めます。
- ・男女共同参画の視点を養う職員研修を実施し、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

〈草津市立男女共同参画センターの機能充実〉

- ・男女共同参画推進拠点として設置する「草津市立男女共同参画センター」の機能充実に努めるとともに、市民、事業者、各種団体および教育にかかわる人による取組を支援します。